

社会貢献活動の実績 A における評価の見直し

社会貢献活動の実績 A における評価項目の見直し

- 現行制度では清掃美化活動及び災害支援協定に基づく活動実績を評価しているが、「高病原性鳥インフルエンザ」等の家畜伝染病の発生時において、県の要請により家畜の埋却作業などの防疫措置活動を行った実績を評価するため、「家畜伝染病発生時の防疫措置支援活動（社会貢献）に関する協定」に基づく活動実績を追加する。
- 家畜伝染病の活動実績は、令和 6 年度の活動実績から評価対象となるため、令和 7 年度から評価を適用する。

評価内容（現行）

前年度の管内における以下に示す社会貢献活動の実績回数で評価する。
アダプト、愛護団体等の活動実績
災害支援協定に基づく活動、訓練、資材等の総点検

災害支援協定とは以下の協定とする
・大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定

評価基準

4回以上の活動実績	0.5
2回以上の活動実績	0.25
活動実績なし	0

評価内容（令和 6 年度以降）

前年度の管内における以下に示す社会貢献活動の実績回数で評価する。
アダプト、愛護団体等の活動実績
災害支援協定等に基づく活動、訓練、資材等の総点検

災害支援協定等（長崎県（県知事、地方機関長、県関係部長）と所属団体の長が締結したもの）とは以下の協定とする
・大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定
・家畜伝染病発生時の防疫措置支援活動（社会貢献）に関する協定
（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等）例：県と連携した訓練、埋却作業、国県道等における車両消毒作業など

評価基準

4回以上の活動実績	0.5
2回以上の活動実績	0.25
活動実績なし	0